

随意契約理由書

件名	八幡線電線共同溝整備工事(新在家駅北工区その2)
契約の相手方	株式会社 中根建設
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、令和2年3月18日に開札を行う制限付一般競争入札に付したが、入札者がなかった。</p> <p>本工事箇所は、八幡線のうち阪神新在家駅から国道2号までの区間であり、災害時における緊急輸送道路である国道43号と国道2号をつなぐ道路であるため、災害復旧時等の円滑で安全な交通路を確保するという観点から、できるだけ早期に整備を行う必要がある。</p> <p>本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、随意契約に向けて調整を行ったところ、上記請負人が施工の意思を示した。早期に工事着手を図るため、上記請負人と随意契約を行いたい。</p> <p>上記請負人は、本工事の対面側の歩道において、昨年度に電線共同溝整備工事を実施しており、良好な施工実績を残している。また、現場の施工状況を熟知しており、周辺住民や関係部署、電線管理者と良好な関係を築いている上、代理人・作業員が確保できており、直ちに請負契約・工事着手が可能であるため、円滑かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局東部建設事務所 (電話番号 078-854-2195)